

様

居 宅 サ ー ビ ス 契 約 書

【訪問介護】 【緩和した基準による訪問型サービス】

第1条(サービスの目的)

事業者〔あおばケアサービス 訪問介護〕は、介護保険法等の関係法令及びこの「居宅サービス契約書」に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、**訪問介護サービスおよび自費介護サービス**を提供します。

第2条(契約の有効期間)

- 1 この居宅サービス契約書の契約期間は、契約締結日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。尚、自費介護サービスのみを契約している方は、契約締結日から1年間とする。
- 2 利用者が解約の意思表示をしない場合には、この契約は同じ条件で自動継続されるものとします。

第3条(個別サービス計画書および計画変更)

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況やその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、必要となるサービス種類ごとに「**訪問介護計画書**」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供することとします。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内でありかつ提供可能と判断される場合には、速やかに訪問介護計画書の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。
- 4 ケアプランに記載がないサービスについては、前1～3項の適用はありませんが、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望した場合において、提供可能と判断できる場合には、必要な対応を行います。

第4条(身体的拘束等の禁止及び記録の義務)

- 1 事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他人の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、対応、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録簿等に記録することとします。

第5条(サービス提供の実施記録等)

- 1 事業者は、サービスを提供したときは、あらかじめ定めた「サービス提供記録簿」の書面又は介護ソフトにサービス内容等の必要事項を記入することとします。
- 2 事業者は、一定期間ごとに、当該サービス提供記録の書面またはその他の書面に目標達成の状況等を記載します。
- 3 事業者は、前記第1項及び第2項の記録書等の書面を、作成後5年間は電子保存し、利用者等からの閲覧要求に応えるものとします。

4 ケアプランに記載がないサービスについては、前項1及び3を適用いたします。

第6条(利用者負担金及びその滞納)

- 1 提供したサービスに対する利用者負担金は、介護保険法等に定める金額とします。ただし、契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用者負担金の改定があった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が事業者を支払うべき利用者負担金を正当な理由なく3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な猶予期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払われないときは、契約を解除することができます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 4 ケアプランに記載がないサービスについては、前1項にある、「介護保険法等に定める金額」については、重要事項説明書の「4. サービス内容及び料金 (2) 保険外サービス」に記載がある金額とする。尚、左記金額を変更する場合には、変更後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

第7条(利用者の解約等)

- 1 利用者は、事業者に対し少なくとも1カ月前までに解約の予告をすることにより、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合やこの契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第8条(事業者の解除)

事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合には、必要に応じ、事業者は、ケアプランを作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡し、必要な手続きを行います。

第9条(契約の終了)

利用者が介護保険施設等に入所したり、要介護の認定から除外されたりしたこと等により、この契約が目的とするサービスが相当期間以上にわたり提供不可となる場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は、利用者等に速やかに通知するものとします。

第10条(事故時の対応等)

- 1 事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、家族や主治医、救急医療機関等への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失に依らないときは、この限りではありません。

第11条(秘密保持)

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後といえども第三者に漏らしたりしないこととします。
- 2 事業者は、個人情報の使用について当契約書を持って同意を得た事とし、包括支援センターまたは居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、その個人情報を利用

ることができるものとします。

第12条(個人情報情報の使用)

個人情報を使用する事業所は、あおばケアサービス 訪問介護とします。使用目的及び条件は、以下とします。

1. 使用目的

①介護サービスの提供 ②介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整等③研修
④利用者の介護計画書を立案し、円滑にサービスが提供される為のサービス担当者会議
の提供 ⑤他の居宅サービス事業者からの照会、居宅介護支援事業所からの照会
⑥その他サービス提供に関して必要性がある時⑦行政機関が行うサービス担当者会議
⑧行政機関への相談又は、届け等⑨医療機関、主治医との連携⑩介護保険請求の為の
事務関係⑪賠償責任保険等にかかわる保険会社等への相談や届出等⑫オンライン通話
(ZOOM等) 又は会議(担当者会議等)

2 使用にあたっての条件

- ①必要最小限とし提供にあたっては関係者以外に漏れることがないように注意いたします。
- ②個人情報を使用した場合、その内容や提供した相手について記録しておきます。又、要望があれば開示いたします。
- ③情報提供について同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。ただし、後から変更される事は可能です。

第13条(苦情対応)

- 1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

第 14 条 (契約外事項等)

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

* ~ * ~ * ~ * ~ * ~ * ~ * ~ * ~ * ~ * ~ * ~ * ~ *

上記のとおり、契約の締結に当り、「重要事項説明書」を説明致します。

令和 7 年 月 日

○利用者 住所

氏名 _____ 印 _____

○ご家族又は代理人(代理人を選任した場合)

住所

氏名 印 続柄 ()

○事業者 神奈川県川崎市高津区久地 4-12-1 川辺ビル 201

事業者名 あおばケアサービス 訪問介護

代表者名	代表取締役	石松 慶三	印
------	-------	-------	---